

保医発0530 第3号
平成 26年 5月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成26年6月1日から適用することとする
ので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して
周知徹底を図られたい。

記

別添1 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成26年3月5日保医発03
05第7号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号）
の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成26年3月5日
保医発0305第7号）の一部改正について

- 1 （別表）のIの手術のレーザー手術装置（IV）の類別に「機械器具（29）電気手術器」、一般的名称に「治療用電気手術器」を加える。

「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日
保医発03Q5第8号）の一部改正について

1 別表のⅡの064の(1)の①を次のように改める。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「体内固定用プレート」、「体外固定システム」、「脊椎内固定器具」又は「脊椎ケージ」であること。

2 別表のⅡの126を次のように改める。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「冠動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大腿動静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大腿動静脈カニューレ」、「大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用静脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーテル」、「中心循環系動静脈カニューレ」又は「ヘパリン使用中心循環系動静脈カニューレ」であること。

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成26年3月5日保医発0305第7号）（別紙）の一部改正について

改正後

現行

(参考)
(傍線の部分は改正部分)

1 医科点数表関係
手 術

特定診療報酬算定医療機器の区分		特定診療報酬算定医療機器の区分	対応する診療報酬項目	定義	その他の条件	対応する診療報酬項目	その他の条件	対応する診療報酬項目
レーザー手術装置	接種器具 (31) 医療用焼灼器	類 別	一般的名称	一般的名称	類 別	一般的名称	一般的名称	一般的名称
	接種器具 (31) 医療用焼灼器	レーザー	下肢静脈瘤の治療が可能なもの	R 617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術	接種器具 (31) 医療用焼灼器	タイオードレーザ	K 617-4 下肢静脈瘤の治療が可能なものの	K 617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術
	接種器具 (29) 過酸化水素器	過酸化水素器						

(別表) I 医科点数表関係
手 術

特定診療報酬算定医療機器の区分		特定診療報酬算定医療機器の区分	対応する診療報酬項目	定義	その他の条件	対応する診療報酬項目		
レーザー手術装置	接種器具 (31) 医療用焼灼器	類 别	一般的名称	一般的名称	類 别	一般的名称		
	接種器具 (31) 医療用焼灼器	レーザー	下肢静脈瘤の治療が可能なもの	R 617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術	接種器具 (31) 医療用焼灼器	タイオードレーザ	K 617-4 下肢静脈瘤の治療が可能なものの	K 617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術
	接種器具 (29) 過酸化水素器	過酸化水素器						

(別表)

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 後	現 行
(別表) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	
064 脊椎固定用材料	064 脊椎固定用材料	
(1) 定義	(1) 定義	
次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であつて、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「体内固定用プレート」、「体外固定システム」、「脊椎内固定器具」又は「脊椎ケージ」であること。	次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であつて、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「体外固定用プレート」、「脊椎内固定器具」又は「脊椎ケージ」であること。	
126 体外循環用カニューレ	126 体外循環用カニューレ	
(1) 定義	(1) 定義	
次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び液体誘導管」であつて一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「冠動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大腿動靜脈カニューレ」、「ヘパリン使用大腿動靜脈カニューレ」、「大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用靜脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状靜脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状靜脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーリン使用冠状靜脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーリン使用冠状靜脈洞カニューレ」、	次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び液体誘導管」であつて一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「冠動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大腿動靜脈カニューレ」、「ヘパリン使用大腿動靜脈カニューレ」、「大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用靜脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状靜脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状靜脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーリン使用冠状靜脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーリン使用冠状靜脈洞カニューレ」、	

「中心循環系動脈カニユーレ」又は「ヘパリン使用中心循環系動脈カニユーレ」であること。

「中心循環系動脈カニユーレ」又は「ヘパリン使用中心循環系動脈カニユーレ」であること。